

筑前町子どもの権利条例（仮称）

筑前町では、子どもたちの健やかな成長を促し、子どもたちの未来に夢や希望がもてる社会を目指して、こども未来会議の中で具体的な施策を検討してきました。その一つとして、子どもの権利条例（仮称）を制定することが掲げられました。

1994年、日本が子どもの権利条約を批准したことを受けて、地域の子ども施策に活かし、子ども支援を図るため条例策定が求められています。

そこで、筑前町子どもの権利条例（仮称）の策定に取り組むにあたり、条例の基本的な考え方及び条例に盛り込む内容に対する助言を得ることを目的として「筑前町子どもの権利と健全育成に関する審議会」が設置（平成19年12月）され、町長より諮問を受けました。

これまで、弁護士の先生による「子どもの権利と健全育成に係る条例づくり」の講演を開催し、先進地である志免町に条例施行までの経過とこれからについて、視察研修に行きました。また筑前町の子どもたちの考えや意見を条例策定にどう反映させるか、子どもたちの権利に関する意識等の実態把握が不可欠と考え、小学5年生から中学2年生各学校1クラスにアンケート調査を実施しました。

第4回の審議会においては条例策定にあたり、委員の意見要望等をいただきました。「どのような内容の条例を目指すのか」「町民に対して条例制定の意義や啓発をどのように進めていくか」「子どもに関する施策はすでになんどもあるのに条例が必要なのか」「絵に描いたもちになるのでは」「権利をいうと義務がおざなりになるのでは」「もっと子どもの意見を聞く機会を」「志免町に比べると策定期間が短い」「親を育てる法の役割必要」「子どもの施策の後押しに条例が必要」「子どもにもわかる表現で」「子どもの権利宣言を活かす」「自己肯定感がもてない子どもが多い」・・・

いくつもの意見の中から子どもの権利に関して町・家庭・学校等の施設・地域の役割の明確化、いくつもある子ども施策の基本となる条例が必要、権利を侵されそうな子どもが一人でもいればその子を守る条例が必要、以上のような結論で筑前町が目指す条例策定にあたり次のことをまとめました。

- ・ 条例は子どもの権利に関する条例であること
- ・ 総合条例であること
- ・ 小中学校のアンケート結果を参考にする
- ・ 筑前町子ども権利宣言を尊重する

そこでここに素案を提示し、審議会の中で充分協議していただきたいと思っております。